

障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の 設置・運営暫定指針の論点整理に向けた意見一覧

1 協議会を設置する趣旨について

〔これまでの主な御意見〕

- ・地域協議会の目的を明確にすべき。
- ・協議会そのものを新たに作るのではなく、機能を整理したうえで、その機能を持つのだという視点を示すべきではないか。
- ・多くの事例を集積させることにより、障害者差別に対する認識を共通化する機能を持つべきではないか。
- ・障害者差別の解消に係る現状の把握や問題提起を通じて差別を予防していく機能を持つべきではないか。
- ・関係機関共通の周知啓発のテーマを設定し、取組を行っていく機能を持つべきではないか。
- ・障害者差別を解消するために必要な社会資源を開発する機能が必要ではないか。
- ・差別解消に係る政策的な提言をするなどの機能を持つべきではないか。
- ・「差別解消のための取組に関する協議を行い、構成機関等による調停やあっせんを含む様々な取組による差別の解決を後押しすることとすること」を暫定指針に入れるべき。
- ・障害者の障害に対する理解を深め適切に対応できるようにノウハウを発信すべき
- ・事例における適切な合理的配慮とは何かということを議論する場としても期待。
- ・地域協議会において取り上げるテーマは、地方公共団体が受け入れやすいものとするべきではないか。
- ・障害者差別についても一般化することで、各地域で取り組むようなものを明示していくべきではないか。
- ・地方公共団体に受け入れやすいものとするために、障害者分野だけではなく、地域の活性化やその他の課題なども取り上げるという視点を加えてはどうか。
- ・地方公共団体が取り組みやすいように好事例の収集についても明示すべき。

2 協議会の基本的な仕組み

① 協議会の組織

〔これまでの主な御意見〕

- ・組織するに当たり、それぞれの地方公共団体の現場が柔軟に対応できるようなものを示すべきではないか。
- ・都道府県レベルでないと見えてこないものもある。市町村の場合は支援者中心のネットワークを、都道府県は当事者を中心として課題を話し合い、政策を出していくというような役割分担も考えられる。

- ・地域全体で底上げしていくネットワークというのは都道府県にふさわしい役割なのではないか。
- ・都道府県単位であれば、国の出先機関も入りやすいのではないか。
- ・都道府県で作る場合と、市区町村で作る場合のそれぞれの役割を整理すべき
- ・政令市、中核市モデルと一般市モデルを分けて考えるべきではないか。
- ・市区町村ならではの問題もあることから、市区町村においても事業を展開するべき。
- ・最小限のものを示したうえで、地域の実情を踏まえたものとするべき。
- ・地方公共団体の多様な現状を踏まえると全国で同じものを作るのは困難。
- ・都道府県単位で組織することを優先し、そのあとに市町村単位で組織するという戦略をとるべき。
- ・都道府県では事例の蓄積による連携機能の高度化が期待される役割、市町村の場合は支援者の連携の緊密化によるネットワークの強化が役割

② 構成者

〔これまでの主な御意見〕

- ・現状において、障害のある方がどこに相談しているかを把握すべき
- ・当事者も参加すべき
- ・当事者を巻き込んでネットワークを作っていくべき
- ・当事者も支援などを受けるという立場だけではなく、自分たちも役割を担うという視点を加えるべきではないか。
- ・当事者の参画に当たっては、他の構成員とのコミュニケーションが円滑に行われるようサポートすることに留意すべき
- ・弁護士を入れるべき
- ・福祉関係の協議会では司法関係に知見のある人がいないことが多いことから、司法関係者が関わるという視点は必要。
- ・地域によって社会資源の偏在があることを前提に、地域の実情に応じた構成員とすべき
- ・差別の事案が多く寄せられる消費生活センターも入れるべき
- ・医療に関しては保健所に相談するということが考えられる。
- ・医師会という団体名だけでなく、実際に障害者の医療現場に携わっている医師についても構成員として明示しておくべき
- ・当事者を含めてあらゆる人が参加するということは難しいので、障害を持った人たちが声を出せるようなサポートは地域協議会とは別に作るべき

③ 運営方法等

〔これまでの主な御意見〕

- ・虐待防止とは別の角度から俯瞰できるような立場の組織がつかれるといいのではないか。
- ・市役所など身近なところに相談が集中すると思われるので、それをスムーズに解

- 決できるようなネットワークを形作るべきではないか。
- ・既に取組を行っている道県や市の状況を加味するべきではないか。
 - ・ほかの相談機関で対応できない問題を受付けて、他の機関を紹介するような救済機能を付与するべき。
 - ・新しい窓口機関、相談機関を作るべき。
 - ・現実的には障害者施策を所管する部局が事務局を担うべき。
 - ・障害者差別の情報を県で集約するために、県の保健所等の出先機関に事務局を置いてはどうか。
 - ・協議会の事務局で専門的な相談をすることを考えるべき。

3 協議会と相談窓口等との関係について

① 相談窓口について

- [これまでの主な御意見]
- ・相談窓口の情報を地域協議会にあげていくというシステムをしっかりと持たせることを示すべきではないか。
 - ・新しい窓口を設置することができない以上、相談を担う機関が機能を広げて対応する必要があることについて示すべき。
 - ・ハード、運用、支援といった各面で生じる谷間を埋める役割を明示することが必要。
 - ・事例を地域協議会につなぐことができるということを相談窓口に周知すべき
 - ・相談窓口の役割として専門家と当事者をつなぐ役割についても留意するべき

② 協議の対象とする事案について

- [これまでの主な御意見]
- ・女性差別や子供差別といった中に障害者差別があるという視点を持つべき
 - ・本人が差別と感じていなくても、障害者差別である事案については拾っていくという視点が必要
 - ・地域協議会で出された制度に関する意見について、国で集約するような流れを示すべき
 - ・制度については地域協議会とは違うところで議論すべき

4 協議会における情報の取扱いについて

○ 個人情報を協議会に提供する際の留意事項について

- [これまでの主な御意見]
- ・個別の事例の取扱い方についても、相談窓口と地域協議会全体を見据えた枠づくりをすべきではないか。

5 既存の協議会との関係

[これまでの主な御意見]

- ・ 障害者総合支援法に規定される協議会の個別の支援会議から見えてくる課題を抽出して、その地域の障害福祉施策に反映させていくプロセスを参考とすべき。
- ・ 自立支援協議会と地域協議会のメンバーの選び方は異なると思われるので自立支援協議会と地域協議会は別に組織すべき
- ・ 総合支援法に基づく協議会にこの役割を付与していくことがふさわしい
- ・ 都道府県では新しいものを組織し、市町村単位では既存のものに機能を付与していくことも考えられるのではないか。
- ・ 機能が違うという指摘に鑑み、自立支援協議会の元に部会を置くということではどうか。